

東陽・木場地域スポーツクラブ会則

(名 称)

第1条 本会は、東陽・木場地域スポーツクラブ（以下、「本クラブ」という）と称し、事務所又はクラブハウスを会長宅に置く。

(目 的)

第2条 本クラブは、東陽・木場地区の住民のスポーツ・文化活動等を通して、地域コミュニティの促進、青少年の健全育成など若年層から高齢者までの健康で豊かな地域社会づくりに貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を会員相互の責任と協力で行うものとする。

- (1) 定期的なスポーツ活動や文化活動
- (2) 地域住民の親睦を図る世代間交流事業
- (3) その他本クラブの目的を達成するために必要な事業等

(構 成)

第4条 本クラブは、第2条の目的に賛同する次の者をもって構成する。

- (1) 会員：本クラブの事業に参加する個人または家族、団体
- (2) 登録指導者：本クラブの事業に参画し、指導者として援助する者

(入会資格)

第5条 本クラブに入会する者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本クラブの目的に賛同する者であること
- (2) 本クラブが定める諸規定を遵守する者であること

(入 会)

第6条 本クラブに入会を希望する者は、本クラブ所定の入会申込書に必要事項を記入し、捺印の上、本クラブに提出する。

(退 会)

第7条 会員は、任意に退会することができる。退会の際には本クラブへ書面またはその他の方法で連絡し、退会意思が確認された時点で退会することが出来る。

(会 費)

第8条 会員は、入会時または年度更新時において、次に定める年会費を納入するものとする。尚、既納の会費については原則として返還しない。

単位：円

対 象	年会費	スポット参加 (1回)	備考
小学生	1,200	100	
中学生・高校生	1,800	150	
一般	2,400	200	
70歳以上	1,800	150	
賛助会費	5,000 (1口)		

* 上記金額には、保険料等を含む。

- 2 年度途中に入会、会費納入する場合は、スポット参加費を当該年度の残り月数に乗じた額、あるいは参加の都度スポット参加費を納入することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかの項目に該当したときは、本クラブはこれを除名することができる。

- (1)本クラブの会則等に違反したとき
- (2)本クラブの名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3)その他本クラブが除名相当と認めたとき

(役員・理事)

第10条 本クラブに次の役員を置く。

1	会長	1名
2	副会長	若干名
3	事務局長	1名
4	事務局次長 (クラブマネジャー)	若干名
5	会計	若干名
6	監事	若干名

2. 本クラブに理事を置く。

理事：地域・学校団体等より原則1名

(役員・理事の選任)

第11条 会長は、本クラブ総会において選出される。

- 2 その他の役員・理事は、会長が指名し総会の承認を得るものとする。

(役員・理事の任期)

第12条 役員・理事の任期は2年とし再任を妨げないものとする。ただし、欠員により就任した役員・理事の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員・理事は、辞任又はその任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、その職務を行わなければならない。

(役員・理事の職務)

第13条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本クラブを代表して会務を総括するとともに、会議（除く各部会）を招集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は本クラブの事業の運営全般を掌理する。
- (4) 事務局次長は事務局長を補佐する。
- (5) 会計は、本クラブの会計事務を担当する。
- (6) 監事は本クラブの事業執行状況及び財務状況を監査する。
- (7) 理事は、総会において、本クラブの運営に関する重要事項を審議する。

(会 議)

第14条 本クラブの会議は、総会（又は臨時総会）役員会、運営委員会及び各部会とする。

- (1) 総会は、年1回開催し、会長がこれを召集する。
- (2) 役員会は、会長の招集により随時開催する。
- (3) 運営委員会は、会長の招集により原則月1回開催する。
- (4) 各部会は事務局長または当該部会長の招集により随時開催する。

(総 会)

第15条 総会は、会員をもって構成し、本クラブの最高決議機関とする。ただし、総会における議決の行使ができる会員は、当該会計年度の期首に満18歳に達した者とする。

- 2 総会の議長は、会長とする。
- 3 総会は次に掲げる事項について審議し議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (3) 会則の改正等に関する事項
 - (4) その他、本クラブの運営に関する重要事項
- 4 総会を含む全ての議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員会)

第16条 役員会は、次に掲げる事項について審議し議決する。

- (1) 総会から委任された事項に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項の原案作成に関する事

- (3) 部会の設置及び同部会への付託事項に関すること
- (4) 本クラブ運営上、緊急に議決する必要のある事項に関すること
- (5) 前各項に定めるもののほか、会長が必要と認めた事項に関すること

(運営委員会)

第 17 条 運営委員会は、役員会メンバー（除く監事）及び各部会正・副部長、委員をもって構成し、本クラブの具体的な事業を計画し、その実施にあたる。

- 2 運営委員会のもとに次の部会を設置する。
 - (1) 総務部会：事業・広報部会担当以外の項目の実施
 - (2) 事業部会：事業の運営・計画実施
 - (3) 広報部会：本クラブ・事業の広報・PR活動等
- 3 各部会の委員は、会長又は事務局長が委嘱し、正・副部長は運営委員会で選任する。また、地域内の学校の副校長には充て職としていずれかの部会の委員を委任する。

(名誉会長・最高顧問・相談役)

第 18 条 本クラブに名誉会長・最高顧問・相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長・最高顧問・相談役は会長が推薦し、総会に報告する。
- 3 名誉会長・最高顧問・相談役は、会長の要請に応じ、必要により会議にオブザーバーとして出席し、重要事項について意見を述べるができる。
- 4 名誉会長・最高顧問・相談役の任期は、第 12 条 1 項の規定に準ずる。

(事業・会計年度)

第 19 条 本クラブの事業年度及び会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(経費)

第 20 条 本クラブの経費は、本クラブ会員の会費・賛助金並びに補助金・助成金・寄付金又はその他の収入をもって充てる。

(補償及び責任)

第 21 条 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの会則、各指導者の指示及び施設利用規則等に従い、自己の責任において行動するものとし、且つ盗難、傷害等の事故が起きた場合は、本クラブ及び指導者等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

- 2 本クラブは、会員の活動中の傷害については、本クラブが加入する保険の対象範囲でのみ対応するものとする。

(会則改正)

第 22 条 本会則は、緊急の場合役員会の決議によって改正することができる。ただし、改正内容については直後の総会に報告し承認を得るものとする。

(疑義事項・細則)

第 23 条 本会則の解釈に疑義が生じた場合、或いは本会則に定めない事項又は本クラブ運営上必要な細則は、信義誠実の原則による役員会の協議又は決議によって決定し、その内容については直後の総会に報告し承認を得るものとする。

附則 1 この会則は、平成 23 年 2 月 19 日から施行する。ただし、第 8 条の会費については、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 12 条中「役員・理事の任期」の規定は、設立当初においては平成 25 年 3 月 31 日までとする。